

湖沼における下水道事業推進協議会

1 概要

(1) 目的

本協議会は、湖沼の水質保全に資するため、湖沼流域における下水道事業の推進と諸問題の連絡調整を図り、事業執行の円滑な推進に寄与することを目的としています。

(2) 構成県と主な湖沼

湖沼における下水道事業推進協議会の構成県は次の8県です。(平成30年3月1日現在)

- ・秋田県（八郎湖）
- ・茨城県（霞ヶ浦）
- ・千葉県（印旛沼、手賀沼）
- ・山梨県（山中湖、河口湖、西湖、精進湖）
- ・長野県（諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖、木崎湖）
- ・滋賀県（琵琶湖）
- ・島根県（宍道湖、中海）
- ・岡山県（児島湖）

(3) 活動内容

- ・湖沼水質保全のための情報交換並びに連絡調整
- ・下水道事業の推進、高度処理や面源対策等のための情報交換並びに連絡調整
- ・国及び関係方面に対する要望活動
- ・その他目的を達成するために必要と認められる事業